

2024年(令和6年)3月1日

明石市長 丸 谷 聡 子  
(公印省略 財務室契約担当)

公募型物品(五種混合ワクチン(単価契約))見積合せの実施について

令和6年度において明石市が単価契約により購入を予定している五種混合ワクチン(単価契約)について、以下により公募型物品見積合せの参加希望者を公募しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

1. 共通参加要件 (次のすべての要件に該当しなければ、一切参加はできません。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が「薬品」で登録されており、かつ、業種区分が「医療用薬品」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せ日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 医薬品の販売において、薬事法上の許可を受けていること。⇒**医薬品卸売一般販売業等の許可証の写しを提出すること。**
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税を**見積合せの日の前日までに**完納していること。
- (8) 各品目において仕様書で指定する販売元を全て納入できること。⇒**取引証明書の写しを提出すること。**
- (9) その他記載事項など仕様書等の内容を熟知し、仕様等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

2. 参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名ラベル(指定様式)を貼り付けて郵送してください。
  - ア 公募型物品(五種混合ワクチン(単価契約))見積合せ参加申請書(指定様式)
  - イ 見積書(指定様式)
  - ウ 薬事法上の許可を受けている証明書の写し(医薬品卸売一般販売業許可証等)
  - エ 取引証明書の写し(指定様式)
- (2) 角2封筒等の提出については、持参は一切認めません。必ず、下記の要領で、書留(簡易書留も可)により郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和6年3月11日(月)午後1時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に仕様書に対する質問回答を掲載しますので、必ずこちらを確認の後、郵送してください。

イ 財務室契約担当への郵便物の必着期限は、令和6年3月15日(金)です。この必着期限を過ぎて到達したものは無効となります。

また、郵便事故等により申請書類等が見積合せの場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより財務室契約担当へ公募型物品(五種混合ワクチン(単価契約))見積合せ参加確認書(指定様式)を必ず送付してください。

FAX: 078-918-5153

### 3. 仕様書に対する質問及び回答

(1) 仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより財務室契約担当へ質問書(指定様式)により提出してください。

令和6年3月1日(金)から令和6年3月8日(金)午後1時まで

FAX: 078-918-5153

(2) 質問に対する回答

令和6年3月11日(月)午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

### 4. 見積合せの日時及び場所

(1) 日時 令和6年3月18日(月) 午前10時20分(予定)

なお、時間については、状況により前後しますのでご注意ください。

(2) 場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

### 5. 契約保証金

要(購入予定総額【品目毎の契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の合計額】の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除する場合等があります。)

### 6. 予定価格

67,482,000円(税抜)

※ **予定価格を超える金額で見積を行った場合は、無効となりますのでご注意ください。**

### 7. 見積に関する条件

- (1) 見積書が所定の日時までには到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行なわれたと認められる見積でないこと。

## 8. 無効とする見積

- (1) 見積合せに参加する者としての必要な資格のない者の行なった見積。
- (2) 虚偽の申請により、資格を得た者の行なった見積。
- (3) 見積に関する条件に違反した見積。

## 9. 見積方法及び契約について

- (1) 見積書に記載する金額は、品目毎に、消費税抜きの購入予定総額【品目毎の単価(税抜)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額】を記載してください。
- (2) 契約については品目毎の単価(税抜)で行うものとし、この単価については契約者の見積単価とします。
- (3) 見積合せの場所においては、一旦全件を保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (4) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (5) 見積結果は、令和6年3月19日(火)に明石市ホームページ「入札コーナー」掲載します。
- (6) 本見積合せは、令和6年度予算の成立を前提に行うもの(年度開始前準備行為)であり、本物品購入における予算が成立した場合には、各契約予定者と令和6年4月1日に契約締結することとなります。ただし、本物品購入における予算が成立しなかった場合には契約を行いません。この場合、当該見積合せ等に要した全ての費用について明石市に請求できず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 「1. 共通参加要件」のすべての項目について、令和6年4月1日にもすべてを満たしている必要があり、1項目でも満たさないことが認められた場合には失格となるのであわせて注意してください。  
これらの場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たし、上記記載の要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。

## 10. 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約予定者は令和6年4月1日(月)までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。令和6年4月1日(月)までに当該誓約書が提出されていない場合には、契約を締結しません。この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

## 11. その他

- (1) 平成22年7月1日施行の明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コードを確認したうえ宛名ラベル、見積合せ参加申請書及び見積合せ参加確認書の所定の位置に必ず記載してください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は、無効となるので、本案件に参加を希望する方は、事前に必ず別紙の応募案

内等を確認したうえで申し込んでください。

- (4) 見積合せ参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載などの不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低金額見積者であっても、資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。  
この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積合せに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ当日に確認することがありますので、ご注意ください。

# 公募型物品見積合せの事務の流れ

五種混合ワクチン(単価契約)

